

# ～2019年韓国ヤンヤンBMX国際大会 参加旅行プラン3泊4日～

## ■日程表

		行程	食事
1	2019/ 6/21 (金)	JL91便 送迎車 羽田空港——金浦空港===ホテル(チェックイン) 8:25発 10:45着 (ヤンヤン 泊)	朝：— 昼：— 夕：—
2	6/22 (土)	終日自由行動 各自大会会場へ(試走) (ヤンヤン 泊)	朝：○ 昼：— 夕：—
3	6/23 (日)	終日 BMX国際大会 ※出場選手には大会本部よりお弁当のご用意がございます (ヤンヤン 泊)	朝：○ 昼：— 夕：—
4	6/24 (月)	JL92便 ホテル===金浦空港——羽田空港 12:00発 14:10着	朝：○ 昼：— 夕：—

※利用交通機関、及び発着時間等は変更になる場合があります。===専用バス JL:JAL日本航空 朝:朝食 昼:昼食 夕:夕食

## ■宿泊予定ホテル

### ヤンヤンインターナショナルエアポートホテル

25042 江原 襄陽 2338, Donghae-daero, Sonyang-myeon

冷蔵庫および電気ポットのほか、WiFi(無料)ならびに薄型テレビ(ケーブル放送付き)が備わっています。このほかに、ボトルウォーター(無料)、ヘアドライヤー、およびバスアメニティ(無料)もご利用いただけます。



(写真提供: ヤンヤンインターナショナルエアポートホテル ホテル外観およびロビー)

## ■募集概要

◎旅行先: 韓国(ヤンヤン)

◎旅行期間: 2019年6月21日(金)～6月24日(月) 3泊4日間

◎旅行代金: お一人様 88,000円(2名1室 洋室ツイン利用バス・トイレ付)

※別途大会エントリーフィーが必要となります。大会当日現地にて集金。

(チャレンジ: 30,000韓国ウォン、ジュニア・エリート: 80,000韓国ウォン)

《羽田空港発着》羽田空港施設使用料・韓国空港税・燃油サーチャージを含みます。

一人部屋利用の追加代金: 15,000円(3泊) 相部屋はお受けしません。

◎食事条件: 朝食3回 昼食0回 夕食0回(機内食はこの回数に含まれません)

◎利用予定日本発着航空会社: 日本航空(JAL)

◎募集人員: 20名様(最少催行人員15名)

◎添乗員: 同行いたしません(神奈川県BMX協会役員が同行いたします)

# 募集要項・ご旅行条件書

- 旅行期間：2019年6月21日(金)～6月24日(月) ■旅行代金：88,000円
- 最少催行人員：15名 ■添乗員同行：同行いたします
- 申込締切日：2019年5月17日(金) ただし満員になり次第締切ります。
- 旅行代金に含まれるもの
- ①航空運賃：日程表に記載された区間(エコノミークラス)。(※この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含まれます。付加運賃・料金とは原価の水準の異なる変動に对应するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律に課されるものではありません。) ②宿泊代金：ホテル・ツインホテル(2人1部屋利用)バス・トイレ付 ③食事代金：日程表に明記の食事代金の朝3食、昼0食、夜0食、この回数に超過は含まれません) ④バス代金：空港ホテル間の送迎バス代金
- ⑤団体行動中の税金・チップ ⑥手荷物運搬代金：お1人につき2個のスーツケースなど(ただし大きさは航空会社の規定内)。詳しくは係員におたずね下さい。) ⑦羽田空港施設使用料2570円 韓国空港税2770円 航空保険料2000円 国際観光旅客税1000円 ⑧燃油サーチャージ(復行1,000円、旅行代金算出基準日：2019年4月19日現在)

- 旅行代金に含まれないもの
- 上記以外は旅行代金に含まれますが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
- ①一人部屋追加料金(3泊15,000円) ②旅券印紙代・証紙代 有効期限5年のもので¥11,000、有効期限10年のもので¥16,000 ③個人的性格の費用：飲物代、クリーニング代、電話代など ④手荷物超過料金 ⑤傷害、疾病に関する医療費
- ⑥任意の海外旅行傷害保険料 ⑦集合地までの交通費 ⑧羽田空港近郊ホテルの前泊費用
- ⑨大会登録費用
- (チャレンジ)30000韓国ウォンまたは30米ドル、ジュニア・エリート：80000韓国ウォンまたは80米ドル)
- 旅券・査証について
- (1)旅券(パスポート)：この旅行には有効期間が2019年9月21日以降まで有効な旅券が必要となります。
- (2)査証(ビザ)：この旅行には査証の取得の必要がございます。
- 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証申請はおお客様の責任で行ってください。(日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。)

- お申し込み
- (1)申込書に必要事項を記入の上、FAXもしくは郵送してください。同時に旅行代金申込金17,000円を所定の口座にまでお振込みください。(2つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)
- お客様が旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとお名前を記入してください。お客様がご旅行で記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客様との交番の場合に準じて交番手数料(「■」にお客さまの交番)に記載をさせていただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料のかかる場合」に記載)をいただきます。また、氏名その他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意ください。
- (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と旅行代金申込金の支払いが必要です。
- (3)a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申しください。当社は可能な範囲内で応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担とします。
- (4)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- (5)本旅行は株式会社近畿日本ツーリスト首都圏が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日となります。
- (6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
- ①当社は、当社が提携するクレジット会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、フロッピーディスクその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約の申込みは、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」「参加人数」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

- お客様が出発までに実施する事項
- 海外危険情報について
- 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報」に関するページをお読みください。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>でもご確認ください。
- 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について
- (1)「十分注意して下さい」
- 通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただけます。
- (2)「渡航の是非を検討してください」
- 当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点での契約解除は取消料を収めさせていただきますが、一旦ご了承いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
- (3)「渡航の延期をおすすめします」「返遊をお勧めします」 催行を中止いたします。

- 保健衛生について
- 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「核感染症患者情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
- 旅行代金・追加旅行代金
- 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。
- 追加代金とは、①一人部屋追加代金、②ビジネスクラス追加代金、③延泊による宿泊代金などをいいます。
- 確定日程表
- 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までにお渡しします。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

申込用紙に必要事項ご記入の上、FAXもしくは郵送にてお申し込みください。  
同時に下記口座にご旅行代金申込金(17,000円)をお振込みください。  
旅行代金残金は6月7日(金)までに同口座へお振込みください。  
■申込金・旅行代金振込口座  
三菱UFJ銀行 振込第二支店(普)8652540  
口座名:株式会社近畿日本ツーリスト首都圏

## 【旅行企画・実施】(お問合せ・お申込)

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 横浜支店

観光庁長官登録旅行業第2053号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会正会員  
総合旅行業務取扱管理者：荷見篤志・西澤淳  
■総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。  
〒221-0052 横浜市神奈川区栄町3-4 パシフィック・横濱浜1-4階

TEL: 045-277-0771 FAX: 045-277-0772  
「BMX国際大会参加ツアー」係 担当: 山口・澤田  
※営業時間は月～金曜日の09:30～17:30です。(土日・祝日休)  
※休業日と営業時間外の取り消し・変更のお申し出には対応ができませんので翌営業日の受付となります。

- 旅行契約内容・代金の変更
- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 奇数人数でのお申し込みの場合一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行に比べて、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除するために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- \*ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。
- ①当社の責任と対となるローン、渡航手続き等の事由による取消の場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

- 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
- 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)
- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社が責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

- 当社による旅行契約の解除
- 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)
- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当る日より前に行方を中止する旨をお客様に通知します。
- ②旅行代金を期日までに支払いいただけないとき ③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- 当社の責任
- 当社が当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社が故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供のため、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

- 特別補償
- 当社がお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一泊又は一泊以上について補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した範囲に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。
- 旅程保証
- 旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

	変更補償金の支払いが必要となる変更	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金(の変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。))	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中の記載事項の変更	2.5	5.0

- お客様の責任
- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものも認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者等にその旨を申し出なければなりません。
- 海外旅行保険について
- 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。
- お買ひ物案内について
- お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お土産の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手扱いはいたしませんのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。フシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- 事故等のお申し出について
- 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。)
- 個人情報の取扱いについて
- (1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子データ等で送付することによって提供いたします。
- (2)当社およびご旅行をお申し出いただいた委託旅行業者(以下「販売店」)、旅行申込みの取扱いにいただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきますが、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (3)当社、その他のグループ企業および当社が提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただきますことがあります。
- (4)当社は旅行先でお客様のお買ひ物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データを、あらかじめ電子データ等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。
- (5)上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、旅行の店頭またはホームページでご確認ください。
- 募集型企画旅行契約約款について
- この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からご覧いただけます。当書は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書の一部になります。
- パンフレット作成日 2019年4月26日 管理番号: 0440-1904-0004